

令和2年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人白老会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和2年11月13日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

<p>(総評)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部の規程について、実態と齟齬があるので、早急に見直しを行い、改正すること。 会計面について、財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援について、専門家（公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人）を活用することが望ましい。
--

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>社会福祉事業を行うために直接必要な不動産のうち、国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けている不動産について地上権又は賃借権を設定して登記していなかった。</p> <p>ついては、国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けている不動産については、地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。</p> <p style="text-align: center;">(審査基準第2の1(1))</p>	<p>現在、司法書士事務所に登記の依頼をしている。本年6月開催の理事会及び定時評議員会までには改善する予定である。</p>
2	<p>100万円を超える契約において、注文請書を徴しているが、契約書が作成されていないものがあつた。</p> <p>ついては、経理規程第70条の規定に基づき、契約書を作成の上、適切な事務手続を行うこと。</p> <p>なお、本件については、過去も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p style="text-align: center;">(経理規程第70条)</p>	<p>指摘の契約については、法人監査後すぐに契約書を作成した。今後、経理規程の周知を図り、適切な事務手続に努める。</p>
3	<p>障害福祉サービス事業のうち就労継続支援A型において、関連当事者との取引に該当する受託事業を行っていたが、計算書類に対する注記(法人全体用)の「12. 関連当事者との取引の内容」の事項に記載されていなかった。</p> <p>ついては、関連当事者との取引がある場合は、計算書類に対する注記(法人全体用)の「12. 関連当事者との取引の内容」の事項に記載すること。</p> <p>なお、本件については、過去も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p style="text-align: center;">(会計省令第29条)</p>	<p>今後、法人全体用の「12. 関連当事者との取引内容」に記載する。</p>

4	<p>つゆくさ拠点区分について、総勘定元帳の事業未収金残高と貸借対照表の事業未収金が一致していなかった。</p> <p>については、総勘定元帳と貸借対照表との整合性を図ること。</p> <p>(会計省令第 25 条、経理規程第 10 条)</p>	<p>つゆくさ拠点区分の貸借対照表を作成する際に、拠点内部(就労継続支援 A 型と就労継続支援 B 型)の取引を相殺消去するので、総勘定元帳と金額が不一致となる。</p>
---	---	---